

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
53	特定医療費(指定難病)助成等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、特定医療費(指定難病)助成等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

特定医療費(指定難病)助成等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和6年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定医療費(指定難病)助成等に関する事務
②事務の概要	当該事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対する当該指定難病に係る医療費の支給及び指定難病の患者に対して指定難病にかかっている事実等を証明するための登録者証を交付する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成24年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特定医療費(指定難病)の支給に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の申請等に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の変更に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の取消しに関する事務 ・指定難病にかかっている事実等の証明に関する事務
③システムの名称	特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費助成システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第一の98の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1 情報提供の根拠 [別表第二]第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」または「難病要支援者証明事業の実施に関する情報」が含まれ、かつ当該情報が主務省令で定められている項(10、14、26、55、56の2、79、87、108の項) [主務省令]第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条 2 情報照会の根拠 [別表第二]第二欄(事務)が「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務」となっている項(120の項) [主務省令]第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市健康福祉局保健所保健医療課
②所属長の役職名	保健医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市健康福祉局保健所保健医療課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7582

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	なし	特定医療費(指定難病)助成事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	事前提出対象外
平成30年4月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成29年3月31日時点	平成30年4月1日時点	事後	事前提出対象外
平成30年4月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成29年5月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	事前提出対象外
平成30年8月27日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長	河盛 浩司	保健医療課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
令和1年5月30日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	事前提出対象外
令和1年5月30日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	事前提出対象外
令和1年5月30日	Ⅳ リスク対策		新規記載	事後	項目追加に伴うもの
令和3年9月27日	I 3. 個人番号の利用	別表第一の97の項	別表第一の98の項	事後	
令和3年9月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月27日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	2 情報照会の根拠 (119の項)	2 情報照会の根拠 (120の項)	事後	
令和3年9月27日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月27日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつの時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市長公室広報部市政情報課	堺市長公室広報戦略部市政情報課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和6年4月12日	表紙 評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言・特記事項及びI 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	特定医療費(指定難病)助成事務	特定医療費(指定難病)助成等に関する事務	事後	
令和6年4月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	当該事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、当該指定難病に係る医療費の支給を行う事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成24年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特定医療費(指定難病)の支給に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の申請等に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の変更に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の取消しに関する事務	当該事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対する当該指定難病に係る医療費の支給及び指定難病の患者に対して指定難病にかかっている事実等を証明するための登録者証を交付する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成24年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・特定医療費(指定難病)の支給に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の申請等に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の変更に関する事務 ・特定医療費(指定難病)の支給認定の取消しに関する事務 ・指定難病にかかっている事実等の証明に関する事務	事後	
令和6年4月12日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	特定医療費(指定難病)助成システム	特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療費助成システム	事後	既存システム(特定医療費(指定難病)助成システム)への小規模業務の機能追加・データ移行に伴い名称変更
令和6年4月12日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 [別表第二]第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」が含まれ、かつ当該情報が主務省令で定められている項(26、56の2、87の項) [主務省令]第19条、第30条、第44条	1 情報提供の根拠 [別表第二]第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報」または「難病要支援者証明事業の実施に関する情報」が含まれ、かつ当該情報が主務省令で定められている項(10、14、26、55、56の2、79、87、108の項) [主務省令]第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条	事後	
令和6年4月12日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	堺市健康福祉局健康部保健所保健医療課	堺市健康福祉局保健所保健医療課	事後	組織変更
令和6年4月12日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	堺市健康福祉局健康部保健所保健医療課	堺市健康福祉局保健所保健医療課	事後	組織変更
令和6年4月12日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月12日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	